

事務連絡  
令和2年5月1日

保護者殿

宜野座村教育委員会  
教育長 新里 隆博  
〈公印省略〉

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置における小中学校「臨時休業」の再延長及び 幼稚園「休業要請」「特別保育」の再延長について（通知）

平素より、学校における感染症拡大防止対策の推進へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

みだしのことについて、沖縄県教育委員会教育長の要請に基づき宜野座村教育委員会としても今後、児童生徒への感染拡大を未然に防止すべく、下記の措置を講じます。

- 1 小中学校の「臨時休業」期間及び幼稚園「休業要請」「特別保育」期間について  
5月7日（木）～5月20日（水）  
※県内の感染状況によって、延長あるいは前倒しで学校を再開することもあります。
- 2 学校再開日  
5月21日（木）給食有り（下校時間は、各学校の連絡を受けて対応して下さい）  
※登校の際は、自宅で検温・マスク着用をお願いします。
- 3 臨時休業中の登校日（課題配布等）について  
各学校より連絡がありますので、その連絡を受けて対応して下さい。
- 4 スポーツクラブ、部活動について  
臨時休業期間中は、小中学校共に、スポーツクラブや部活動は停止とします。
- 5 留意点
  - (1) 上記の対応は令和2年4月30日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得ることをご承知ください。なお、周知については、村HP、教育委員会HP、学校HP、学校メール、村LINEで周知を行う。
  - (2) 臨時休業中の村内社会教育施設は、児童生徒の利用は禁止です。
  - (3) 休業中、あるいは休業後に、児童生徒・教職員から感染者が出た場合は、保健所と相談の上、休業、休校（園）の判断を行う。
  - (4) 休業期間中に本人、家族、親族等が県外へ渡航し来沖した場合は、健康状態把握のため登校する際は、学校へ連絡をお願いします。
  - (5) 臨時休業中は、不要な外出は避けるようにお願いします。
  - (6) 新型コロナウイルス感染症に係る、誹謗中傷、デマ（確実性欠ける情報）等がSNS（LINE、Facebook等）を通して、拡散する恐れがありますのでご注意ください。